

公益財団法人 杜の都医学振興財団
2026年度 一般研究助成募集要項

1. 趣旨	感染症学および微生物学の発展を支援するため、感染症学および微生物学研究に従事する研究者に対して研究助成金の交付を行います。
2. 対象分野	感染症学および微生物学に関する基礎医学、臨床医学、社会医学的研究を対象とします。
3. 応募資格	次の要件のいずれも満たす必要があります。 (1) 日本国内の大学(大学院生含む)、医療機関、国公立研究機関、または財団法人などの非営利研究機関に所属する者。ただし、研究費は所属機関が管理できること(個人の金融機関口座への振込は出来ません)。 (2) これまでに同一テーマで他の財団や機関から助成を受けていないこと。 (3) 所属する部課もしくは研究室の責任者による推薦を受けること(ご自身が責任者の場合は推薦状の記入は不要です)。 (4) 所属上長(※1)から研究実施の承諾を得ていること。 (5) 当財団から2025年度中に研究助成金を受領していないこと。(※2)
4. 応募受付期間	2026年4月1日(水)～5月31日(日) 17時(締切)
5. 応募方法	当財団ホームページの電子申請システム(Graain)から申請してください。 応募書類(①2026年度一般研究助成申請書 ②推薦状および研究実施承諾書)は「Graain」内の配布書類からダウンロードしてご使用ください。郵送での受付は行なっておりません。 (1) 「Graain」へログインする(新規の場合はアカウントを作成)。 (2) ログイン後、画面表示に従い必要情報を入力の上、応募書類をPDFファイルにて提出してください。
6. 報告等の義務	(1) 研究実績報告書(成果報告書および収支報告書)を2028年11月末日までに提出していただきます。 (2) 助成対象研究に採択された場合は、当財団ホームページ上において、氏名、所属機関、役職、研究テーマを公表いたします。また、(1)にて提出いただく研究成果報告書を、原則、公表いたします。 (3) 助成金交付の通知を受けた後(助成対象期間含)に、異動・助成研究の変更や中止等が生じた場合には、速やかに事務局までご連絡ください。 (4) 研究の成果の全部、もしくは一部を刊行または発表する場合には、その刊行物または発表資料を提出してください。 (5) (4)の刊行もしくは発表に際しては、当財団より助成を受けた旨を明示していただきます。和文の場合は「公益財団法人 杜の都医学振興財団」、英文の場合は、「Morinomiya Medical Research Foundation」と表記して下さい。

7. 利用規約及び個人情報の取り扱い	本選考において財団が取得した個人情報は、財団の事業目的範囲外で利用することはありません。また、申請者の許可なく第三者に個人情報を提供はいたしません。詳細規程についてご質問がある場合は、事務局までお問合せください。
8. 選考方法	選考委員会において選考し、理事会で正式に決定します。 (採否理由に関するご質問には回答いたしかねますのでご了承ください。)
9. 採否の通知	2026年8月上旬に応募者全員に選考結果を通知します。
10. 助成内容	<p>(1) 助成金額：1件あたり最大200万円</p> <p>(2) 助成件数：10件程度</p> <p>(3) 助成金の使途：申請者が研究を推進する費用であれば、直接経費、間接経費を問いません。ただし、申請者が所属する機関の間接経費、一般管理費(オーバーヘッド)、他の研究に流用可能な経費につきましては認めません。</p> <p>(4) 認めない使途：・申請者および共同研究者への日当、謝金、報酬(旅費(代表例) 日当、出張日当、講演料、原稿料、翻訳料、通訳料など役務提供による謝金、報酬)</p> <p>・応募者本人および共同研究者の授業料</p> <p>・応募者本人および共同研究者の所属機関への通勤・通学交通費</p> <p>(その他使途につき不明な点がありましたら、事務局までお問い合わせください。)</p> <p>(5) 交付先：申請のあった口座への振込(申請者個人の口座への振込は不可とし、所属する機関が管理する口座に限ります。)</p> <p>(6) 交付時期：2026年9月末日迄</p> <p>(7) 助成対象期間：2026年10月1日～2028年9月末日(2年間)</p>
11. 問い合わせ先	公益財団法人 杜の都医学振興財団 事務局 財団ホームページの お問い合わせフォーム よりお問合せください。
	<p>※1 所属上長とは、大学所属の場合には所属学部長、病院所属の場合には病院長、研究機関所属の場合には所長に相当する、ご自身の所属する機関長を指します。ご不明な点は、事務局までお問合せください。</p> <p>※2 研究テーマが異なる場合も、同一研究者の方からの2年連続での受給を認めない趣旨です。</p>